



4文ス第1471号
令和5年2月14日

公益財団法人福島県スポーツ協会長 様

福島県文化スポーツ局長
(公 印 省 略)

マスク着用の考え方を見直し等について
(令和5年3月13日以降の取扱い) (通知)

このことについて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、県新型コロナウイルス感染症対策本部から別紙写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

マスク着用の考え方については、これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが、令和5年3月13日から個人の判断が基本となります。

つきましては、職員及び来客者等に対して周知を図るとともに、所管する関係団体へ周知いただきますよう併せてお願いいたします。



(事務担当 スポーツ課 主任主査 飯塚 内線5195)



各 部 (局) 長
教 育 長
各 委 員 会 事 務 局 長 様
議 会 事 務 局 長
県 警 本 部 長

保 健 福 祉 部 長

〔 福 島 県 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス
感 染 症 対 策 本 部 事 務 局 長 〕

マ ス ク 着 用 の 考 え 方 の 見 直 し 等 に つ い て

(令 和 5 年 3 月 1 3 日 以 降 の 取 扱 い) (通 知)

こ の こ と に つ い て 、 厚 生 労 働 省 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 推 進 本 部 か ら 別 紙 写 し の と お り 通 知 が あ り ま し た 。

マ ス ク 着 用 の 考 え 方 に つ い て は 、 こ れ ま で 屋 外 で は 原 則 不 要 、 屋 内 で は 原 則 着 用 と し て い ま し た が 、 令 和 5 年 3 月 1 3 日 か ら 個 人 の 判 断 が 基 本 と な り ま す 。

つ き ま し て は 、 職 員 及 び 来 庁 者 等 に 対 し て 周 知 を 図 る と と も に 、 所 管 す る 関 係 団 体 へ の 周 知 を お 願 い し ま す 。

な お 、 各 地 域 本 部 及 び 各 市 町 村 に 対 し て は 別 紙 (写) に よ り 通 知 し て い る こ と を 申 し 添 え ま す 。

〔 事 務 担 当 〕 総 括 班 電 話 024-521-7872 (内 線 5741)

e-mail : corona-soukatsu@pref. fukushima. lg. jp